

＜補助対象＞

- 以下の要件を満たす介護保険の第一号保険料へ減免を行った保険者に対して、特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

	今回の取扱い	原則
補助対象		
主たる生計維持者が		
①死亡・行方不明の場合	○	○
②障害者となった場合	○	○ ※軽減割合は9/10
③重篤な傷病を負った場合	○	×
事業収入等の減少	・ 損失金額3/10以上 ・ 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が対象 ※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額210万円）で軽減割合が異なる。 <u>（一部要件緩和）</u>	・ 損失金額3/10以上 ・ 事業収入が対象 ※対象の被保険者の基準所得金額（合計所得金額210万円）で軽減割合が異なる。
住宅の損害	損害金額及び所得要件無し <u>（損害程度） （減免割合）</u> 全壊 ⇒ 全部 半壊・大規模半壊 ⇒ 2分の1 床上浸水 ⇒ 2分の1を超えない額	損害金額及び所得要件あり ※損害の程度及び対象の被保険者等の基準所得金額（合計所得金額210万円）で軽減割合が異なる。
財政負担の要件	無し (3%未満でも可)	保険料賦課総額の3%以上

※条例に基づいて行うものである必要がある。

＜補助割合＞

- 減免額の10/10を支援することを検討中。（令和6年能登半島地震の際も同様の対応を行っている）

＜対象保険者＞

- 災害救助法が適用された**全市町村**

＜期間＞

- この取扱いは、**令和8年度まで**とする。